平成２４年（フ）第１３５号
京都市西京区大枝塚原町９番地　第１レジデンス春田136号
債務者　杉安　和夫
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４５号
横浜市磯子区杉田４丁目18番４号
債務者　岡部　大吉
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１９２号
横浜市南区白金町２丁目30番地　日神パレス吉野町209号
債務者　小池　敏和
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２３号
横浜市南区南太田３丁目５番４―201号
債務者　市川由美子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７６号
東京都町田市三輪町321番地２シャンポール斉藤Ｂ―107
債務者　中野誠美道
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８１号
東京都八王子市下恩方町2086番地７
債務者　蓑田りえ子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８２号
東京都八王子市館町1643番地８
債務者　露木　　忍（旧姓蓑田）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３１６２号
大阪府門真市柳田町18番21―301号、前住所大阪府門真市舟田町20番７号
債務者　丸井由希子（旧姓西浦）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４３号
三重県四日市市ときわ２丁目３番20号
破産者　松田　由紀
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
三重県四日市市大字末永1059番地１
破産者　水谷　　裕
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１７２１号
福岡市博多区博多駅前４丁目11番18号
破産者　株式会社博多パークホテル
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４号
栃木県下都賀郡壬生町幸町３丁目11番６号
破産者　石田　トク
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４７号
栃木県宇都宮市中戸祭１丁目２番12号
破産者　アカオギ株式会社
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４９号
栃木県宇都宮市中戸祭１丁目２番12号
破産者　有限会社福吉住宅
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１６号
埼玉県吉川市栄町83番地
破産者　有限会社オオイシグラビヤ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１３号
埼玉県草加市栄町３丁目４番12号
破産者　株式会社ケイズ・エステート
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１４号
埼玉県越谷市赤山町３丁目152番地３
破産者　株式会社ケイズ・リスペクト
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目１番８号
破産者　アチーバリー株式会社
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
山梨県甲府市国母６丁目６―11、商業登記簿上の本店所在地山梨県笛吹市石和町唐柏205番地２
破産者　有限会社新鮮システム
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係